

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
平成30年度奨学生の異動・補導業務及び返還誓約書処理等業務補助に係る労働者派遣	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.1	株式会社シグマスタッフ 東京都品川区上大崎2-25-2	4010701023352	一般競争入札	-	17,069,875	-				
平成30年度機関保証制度の運用に係る電話対応等の労働者派遣	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.1	株式会社セールスアウトソーシング 東京都新宿区四谷1-23-6	7011101033864	一般競争入札	-	9,566,424	-				
平成30(2018)年度日本留学フェア実施に係る国内事務局運営業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.11	株式会社オーエムシー 東京都新宿区四谷4-34-1	9011101039249	一般競争入札	-	982,800	-				
債務整理等に関する業務に係る労働者派遣(5月-3月)	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.15	株式会社キャリア 東京都新宿区西新宿2-6-1	2011101052670	一般競争入札	-	4,293,000	-				
平成30(2018)年度外国人学生のための進学説明会業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.18	株式会社アクセスリード 東京都港区南青山1-1-1	3010401090124	一般競争入札	-	11,767,648	-				
マイナンバー制度を活用する『新たな所得連動返還型奨学金制度』に係る平成30年度システム開発(返還関連)	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.25	アイ・システム株式会社 東京都千代田区九段南4-8-13	9010001066543	一般競争入札(政府調達・総合評価)	-	723,600,000	-				
マイナンバー制度を活用する『新たな所得連動返還型奨学金制度』に係る平成30年度システム開発(奨学関連)	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.25	株式会社日立ソリューションズ・クリエイト 東京都品川区東品川4-12-6	1020001028459	一般競争入札(政府調達・総合評価)	-	395,280,000	-				
第51回日本学生支援債券募集委託	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.25	株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内2-7-1	5010001008846	一般競争入札	-	481,140	-				
平成30年度マイナンバー制度を活用する『新たな所得連動返還型奨学金制度』に係るシステム開発の工程管理支援業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.30	アクセンチュア株式会社 東京都港区赤坂1-8-1	7010401001556	一般競争入札(政府調達・総合評価)	-	461,145,960	-				
日本留学試験の実施に係る労働者派遣	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.30	株式会社キャリア 東京都新宿区西新宿2-6-1	2011101052670	一般競争入札	-	1,998,153	-				
大学等奨学生予約採用に係る書類点検及びデータ作成等業務	独立行政法人日本学生支援機構 理事長 遠藤 勝裕 神奈川県横浜市緑区長津田町4259	H30.5.31	りらいあコミュニケーションズ株式会社 東京都渋谷区代々木2-6-5	9011001029944	一般競争入札(総合評価)	-	107,424,360	-				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。